**平成２７年（フ）第１７１０号**
札幌市白石区北郷４条11丁目21番17号
債務者　橘　めぐみ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７１５号**
札幌市西区西野２条６丁目２番10号　フェリス西野305号
債務者　武澤　利香
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７３１号**
札幌市東区北42条東２丁目２番10号　第３光栄ハイツ101号
債務者　米屋　良子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５９号**
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田６番地　杉山アパートＢ号
債務者　高舘久美子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第２９５号**
盛岡市緑が丘２丁目21番34号
債務者　千葉　敏雄
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第２９７号**
盛岡市三本柳22地割36番地１　アーバンライフ都南208号、旧住所岩手県二戸市浄法寺町長渡路１番地
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第１７５号**
群馬県高崎市常盤町127番地１　エトワール高崎常盤町502号
債務者　柳町　愛子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２７年（フ）第１８０号**
群馬県高崎市足門町695番地６
債務者　植松　　薫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２７年（フ）第４４５号**
埼玉県ふじみ野市苗間591番地10
債務者　永山　杏菜（旧姓瀧島）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第５０４号**
埼玉県所沢市小手指南６丁目12番地の５　セントラルビレッジ102、前住所埼玉県所沢市小手指南６丁目14番地の18　107―１―305
債務者　北沢佳代子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第３００号**
静岡県沼津市大岡2668番地の12、前住所静岡県沼津市北園町６番地の７　セジュール北園101
債務者　藤岡　博文
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２４２号**
名古屋市天白区福池２丁目17番地
債務者　加々美　操（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４９８号**
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅４街区６棟107号
債務者　橋本　貴雄
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４８０号**
堺市堺区熊野町西１丁２番15号　ロイヤルコート六番館302号
債務者　宮原　義**博**
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７５９号**
堺市中区宮園町８番４―301号
債務者　**吉**原　平房
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８２３号**
大阪府河内長野市木戸東町７番19―204号
債務者　福田　里香
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８７１号**
堺市西区鳳中町８丁274番地16
債務者　小田　泰之
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係